

## 1. 約束手形の利用廃止について

「(3)下請代金支払の適正化」の実施事項に以下を追加

- ・政府が掲げる「2026年までの約束手形の利用の廃止」の方針に向け、理事会等において会員会社に働きかけることにより、会員会社の支払の現金払化の促進、現金払化が難しい場合には、電子記録債権等の電子的決済手段への移行を促進する。

## 2. 「パートナーシップ構築宣言」の実施の促進について

「(4)協力会社に対する普及啓発・支援活動および定期的なフォローアップ」の実施事項に以下を追加

- ・会員会社は全て、パートナーシップ構築宣言(※)を実施し、積極的に取引適正化に向け取り組んでいくこととする。

(※)経済界と関係省庁(内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省)の連携により創設された『パートナーシップ構築宣言』の仕組みは、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するもの。

## 3. 価格交渉の促進について

「(1)合理的な請負代金と工期の決定」の実施事項に以下を追加

- ・原材料費、労務費、エネルギーコスト等の高騰や資材不足など元請負人及び下請負人双方の責めに帰さない理由により、施工に必要な費用の上昇、納期の遅延、工事全体の一時中止、前工程の遅れなどが発生し、契約締結後に下請負人から協議の申出があった場合には元請負人は適切に協議に応じることとする。